

資 料 Ⅱ

厚生省労働保護課のおこなった

アンケート調査にみられる

労使双方の教育訓練に対する意見

| 経営者団体名・企業主名    | 業種別    | 最低年齢                                    | 年少労働者の教育                                         | 徒弟制度                                       |
|----------------|--------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 東京① 日本鉄鋼業経営者連盟 | 金属     | 原則として義務教育終了<br>年齢とする                    | 保護年齢は現行通り16才                                     | 工場法の規定に準じ認可制に<br>すること                      |
| 東京② 三菱重工業株式会社  | 金属機械器具 | 15才, 学校修了者に限<br>り14才                    | 16才を18才とする<br>補導制度を設ける                           | 中小工場育成の見地から徒弟制<br>度の存続は必要                  |
| 埼玉③ 永瀬鋳物工所     | 金属     | 15才                                     | 18才                                              | 徒弟制度は個人企業に最適                               |
| 東京④ 日本電気機械製造会  | 機械器具   | 満14才 (義務教育終<br>了年齢)                     | 18才                                              | 徒弟制度は必要を認めず養成工<br>制度を活用すべし                 |
| 東京⑤ 東京医薬品協会    | 化学     | 現行通り (14才)                              | 初等科終了の年少者に対し週6<br>時間以上2ヶ年の特別教育施設<br>を設ける         | 徒弟制度は廃止                                    |
| 長野⑥ 長野県蚕糸業会    | 紡績     | 満14才                                    |                                                  | 封建的乃至半封建的徒弟制度は<br>速かに禁止                    |
| 京都⑦ 京都機業株式会社   | 紡績     | 現行通り (14才)                              |                                                  | 必要な部門も不必要な部門もあ<br>る, 徒弟制度の一斉廃止は誤り          |
| 東京⑧ 大日本印刷株式会社  | 印刷     | 現行通り (14才)                              | 青年学校令を加味したる就学の<br>便を与える                          |                                            |
| 京都⑨ 辻本店        | 食料品    | 国民学校終了                                  | 義務教育で充分 (但し相当長期<br>のもの)                          | 徒弟制度には美点もあるが親方<br>の資格が問題                   |
| 東京⑩ 日本建設工業統制組合 | 土建     | 16才が妥当, ただし義<br>務教育終了後直ちに就職<br>できるようにする |                                                  | 徒弟制度必要<br>家庭の雑務禁止<br>特別保護必要                |
| 東京⑪ 東宝株式会社     |        | 14才, 例外認めるべし                            | 14~16才→労働時間4時間<br>18才6時間, 安全, 衛生教養<br>に特別保護の必要あり |                                            |
| 東京⑫ 映画製作者聯合会   |        | 現行通り, 例外子役<br>(14才)                     |                                                  |                                            |
| 東京⑬ 慈恵医大附属病院   |        | 義務教育終了年齢                                | 教育的見地より教育施設, 体育<br>施設, 娯楽施設必要                    | 職業教育上徒弟制度が存在する<br>以上, 年少労働者と同等の保護<br>の必要あり |
| 東京⑭ 産業機械工業会    |        | 16才, 義務教育終了者<br>は15才                    |                                                  | 徒弟制度は封建的残滓と考るな<br>らば本法では産業再建上必要なし          |
| 香川⑮ 商工経済会      |        | 満14才                                    |                                                  | 徒弟制度は廃止すべきだ。他に<br>指導機関を設けるべきである            |
| 岩手⑯ 商工経済会      |        | 満14才                                    | 国営の職業補導学校を事業別,<br>地域別に設置                         | 日本の産業のあり方から必要                              |
| 東京⑰ 造船聯合会      |        | 満15才                                    | 満18才まで保護年齢<br>補導実施規定                             | 徒弟制度必要<br>監督保護必要                           |
| 東京⑱ 東京石炭鉅業聯盟   |        | 満15才, 但し国民学校<br>卒14才, 坑内及梁夜業<br>禁止18才   | 技能養成工, 賃金も別途考慮                                   |                                            |

| 労 働 組 合 名            | 業 種 別      | 最 低 年 令                                         | 年 少 労 働 者 の 教 育                                             | 徒 弟 制 度                                                |
|----------------------|------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 千葉① 日本パイプ市川工場組       | 金 属        | 1 6 才                                           | 就業後2年間は保護労働者として技術指導品性陶冶の責任を事業主に負わせること                       | 必要、監督官を置く                                              |
| 長野② 北沢工業従組           | "          | 1 4 才                                           | 1 8 才 (労働時間 6 時間)                                           | 不必要                                                    |
| 長崎③ 佐世保中部地区鉄工労組      | "          | 1 4 才                                           | 青年学校の機構を改善し職業前の実業学校とし人格、智識の向上を回る                            | 不必要                                                    |
| 茨城④ 羽田精機龍ヶ崎工場従組      | 機 械<br>金 属 | 男 1 4 才<br>女 1 6 才                              | 労働学校を設立、智能・体育・技術教育を施させる                                     | 不要 (絶滅を期す)                                             |
| 東京⑤ 労働総同盟三菱重工第一支部    | "          | 1 4 才, 但し重労働産業については1 6 才                        | 組合によって労働学校を設立、時間中特別教育をなす                                    | 廃止、人格的発達に支障あり                                          |
| 東京⑥ 立川飛行機労組          | "          | 満1 6 才                                          |                                                             | 不必要                                                    |
| 東京⑦ 全日本機器労組          | "          | 満1 4 才                                          | 1 4 ~ 1 6 才 4 時間労働<br>1 6 ~ 1 8 才 6 時間労働<br>労働時間中に技術教育をおこなう | 不必要                                                    |
| 東京⑧ 松下産業労組蒲田支部       | "          | 満1 2 才                                          | 青年学校の義務強化を強化し、教育時間は有給                                       | 優秀なる熟練工は徒弟出身なるも、所謂無智な兄弟子の暴力に對しては規制すべし                  |
| 東京⑨ 電元工業学術村上工場従組     | "          | 満1 5 才                                          |                                                             | 今後の経済状況より見て或る期間存続の必要あり、従来の如き封建制を払域し特に給与に関する規定を包含する必要あり |
| 神奈川⑩ 古河電線従組          | "          | 1 5 才, 義務教育終了者<br>1 4 才                         | 1 5 ~ 1 8 才迄の者は1 日 4 時間労働とし、3 時間の技術・公民教育を行ふこと               | 記載なし                                                   |
| 富山⑪ 不二越労組本部          | "          | 1 4 才<br>夜業及女子の地下労働は<br>1 8 才                   | 就業時間の短縮                                                     | 必ずしも必要とせず                                              |
| 福井⑫ 東洋電機製造従組         | "          | 満1 4 才                                          | 実働 6 時間                                                     | 必要なし<br>安全教育を法制化する                                     |
| 長野⑬ 東芝川岸工場従組         | "          | 1 4 才                                           |                                                             | 不必要                                                    |
| 愛知⑭ 刈谷工場従組           | "          | 筋肉労働1 6 才<br>智能労働1 8 才                          | 現行法程度にて可                                                    | 不必要                                                    |
| 愛知⑮ 名古屋造船従組          | "          | 1 6 才                                           | 教育の徹底を回る                                                    | 不必要                                                    |
| 愛知⑯ 特軽稲沢工場労組         | "          | 1 4 才                                           |                                                             | 不必要                                                    |
| 大阪⑰ 住友電気工業労組         | "          | 義務教育終了                                          |                                                             | 不必要                                                    |
| 大阪⑱ 大阪ダイアモンド工業<br>従組 | "          | 1 5 才                                           | 現行諸規定の外青年学校に関する規定の積極的実施並監督規定を設けること                          | 不必要                                                    |
| 岡山⑲ 炬井工業労組           | "          | 1 5 才                                           | (栄養の供与)                                                     | 記載なし                                                   |
| 山口⑳ 三菱下関造船労組         | "          | 満1 5 才                                          | 発育に害する様な作業に従事せしめむること                                        | 必要、民主主義に依り家族制度的職場制度をとること                               |
| 香川㉑ 松下電気産業労組         | "          | 義務教育終了後                                         | 教育に必要な時間を与える義務<br>(栄養の補給)                                   | 記載なし                                                   |
| 香川㉒ 併四国造船工業所労組       | "          | 1 5 才                                           |                                                             | 不必要                                                    |
| 愛媛㉓ 四国機械工業工組         | "          | 満1 6 才, 但し1 5 才にして従業員として採用、満1 年は強制的に職業人として教育をなす |                                                             | 不必要 特別の場合認めるとせば行政官庁、労働委員会等の保護規定を要す                     |

| 労働組合名                   | 業種別  | 最低年齢                           | 年少労働者の教育                                        | 徒弟制度                                       |
|-------------------------|------|--------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 高知㉔ 高知県機械製紙労組           | 機械器具 | 満17才                           |                                                 | 必要あり                                       |
| 福岡㉕ 洞ノ海造船労組             | "    | 満15才                           | 保護工員として一定期間特別教育をなす                              | 保護工員として将来の発達に資せしめるため特別教育を施す必要あり            |
| 熊本㉖ 九州工具従組              | "    | 16才                            |                                                 | 不必要、絶対廃止                                   |
| 熊本㉗ 藤田鉄工所従組             | "    | 満15才                           |                                                 | 不必要                                        |
| 大分㉘ 臼杵鉄工所               | "    | 15才<br>但し生活するための年少労働者は特定のもの設ける |                                                 | 必要、衣食住、教育技術等の育成に関する特別保護指導は使用者の責任とする        |
| 大分㉙ 東九州造船               | "    | 男 18才<br>女 20才                 | 現行法通り                                           | 不必要、これに代る輔導機関必要あり                          |
| 東京㉚ 同日本産業別労働組合<br>会議準備会 |      | 14才以下禁止                        | 14～16才 4時間労働<br>16～18才 6時間労働                    | 封建的徒弟制度は廃止すべし                              |
| 東京㉛ 旭電化工業佛従組            | 化学   | 満16才                           | 18才まで6時間労働<br>发育障害作業禁止<br>智育体育機関を事業主の負担に於て設ける   |                                            |
| 東京㉜ 共和化工佛労組             | "    | 国民学校高等科卒業                      | 教育と休養のために就業時間の一部を割くことを規定すること                    | 廃止すべきなるも、過渡的の制度として合理的な監督機関の監督の下に存置するは止むを得ず |
| 福井㉝ 信越化学工業佛武生工場<br>場労組  | "    | 15才 (義務教育終了したもの)               |                                                 | 必要                                         |
| 愛知㉞ 東海煉炭工業従組            | "    | 満15才                           | 年少労働者5名以上使用の事業場は少くとも一週2回程度の教育日を制定し学科常識問題等の指導をする | 不必要                                        |
| 大阪㉟ 日新化学大阪製造所<br>労組     | "    | 満15才                           | 満17才に達するまでは補助的訓練期間とする                           | 不必要                                        |
| 大阪㊱ 中山太陽堂従組             | "    | 満15才                           | 満15才に達する迄は教育機関にて養成                              | 年少工員養成所の如き一定の規則ある制度により運用すること               |
| 熊本㊲ 王子製紙八代工場従組          | "    | 満13才                           |                                                 | 禁止規定を必要とする                                 |
| 山形㊳ 猪俣工業従組              | 紡織   | 満14才                           | 満16才までを保護工とする                                   | 絶廃の方向に持って行くべきも不可能なれば保護を加え法の厳格な適用を必要とする     |
| 群馬㊴ 片倉工業富岡工場従組          | "    | 国民学校卒業程度                       | 労働時間の短縮、教養施設、保健施設に関するもの                         | 業種によっては必要、但し従来の如き封建的な雇傭関係は是正すること           |
| 埼玉㊵ 富士紡労組本庄工場支部         | "    | 国民学校高等科卒業                      | 職業教育人格教育につき権威ある学校を地区的工場密度に応じ或は有力組合所在地に設くべし      | 美点を生かし弊害を抑制する法規を決定せばあながち捨つべきものに非ず          |
| 山梨㊶ 旭館望月製絲所従組           | "    | 16才                            | 青年学校とは別途に職業に於ける公民及職業教育を施行し産業人たるの資格を与へること        | 不必要                                        |
| 兵庫㊷ 小泉製麻労組              | "    | 満14才                           |                                                 | 不必要                                        |
| 奈良㊸ 大日本紡績高田工場<br>組      | "    | 現行法にて可<br>(14才)                |                                                 | 廃止し民主的な労働学校を設置                             |
| 和歌山㊹ 日本紡績海南工場<br>従組     | 紡績   | 国民学校初等科卒業                      | 身体的智能的发育に悪影響ある労働の禁止                             | 必要、登録制度により政府が保護                            |

| 労 働 組 合 名        | 業 種 別   | 最 低 年 令                   | 年 少 労 働 者 の 教 育                             | 徒 弟 制 度                                                                        |
|------------------|---------|---------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 高知④⑤ 敷島紡績高知工場従組  | 紡 績     | 男女共14才                    | 労働時間の短縮、個性教育制度の確立、(食料の特別加配)                 | 不必要                                                                            |
| 群馬④⑥ 利根木工生産従組    | 製 材     | 16才                       |                                             | 不必要                                                                            |
| 群馬④⑦ 群馬県食料品従組    | 食 料     | 16才                       |                                             | 不必要、見習工制により技術者を養成する                                                            |
| 東京④⑧ 印刷局滝の川従労    | 印 刷     | 16才                       |                                             | 現状に於ては存置の意義あるも将来適当な時期に於て廃止すべきものなり<br>存置する以上は封建的束縛を受けない様法律で規定すること               |
| 岐阜④⑨ 日本水鉛鋅業所平瀬鋅山 | 鋅 業     | 15才                       | 現行法にて可                                      | 不必要                                                                            |
| 山口⑤⑩ 第二雀田炭鋅      | "       | 満17才                      | 教育・修養機関を設置すること                              | 不必要                                                                            |
| 新潟⑤⑪ 三菱佐渡鋅山      | "       | 満15才以上                    | 15~16才 労働時間5時間<br>17~18才 労働時間7時間            | 記載なし                                                                           |
| 東京⑤⑫ 全日本炭礦労組     | "       | 満14才                      | 18才未満の労働者の労働時間は1日4時間とする残余は勉強出来る時間を与えること     | 徒弟制度或は請負親方制度其他名称の如何を問わず之等の雇傭関係は一切禁止すること                                        |
| 熊本⑤⑬ 市立民生病院従組    | 公 務 自 由 | 満15才                      | 労働時間は6時間とし、2時間の公民又は実習教育を行ふこと                | 不必要、但し実習学校を設け之により特別教育を行ふこと、学校は政府により運営す。出来れば工場の一部に置き手工業ならば組合を作り運営す、政府により検定を行ふも可 |
| 大分⑤⑭ 日本医療団大分県従組  | "       | 満15才                      | 修養機関の設置(技術と学問)                              | 特別技術教育の設備と専門学校への連繫を作ること                                                        |
| 長野⑤⑮ 上伊那自由職業労組   | "       | 17才                       | 記載なし                                        | 不必要、廃止すべきである                                                                   |
| 長野⑤⑯ 熊本日日新聞社従組   | 商 業     | 満15才                      | 養成 機関設置                                     | 必要、法的保護                                                                        |
| 新潟⑤⑰ 新潟県食料営団従組   | "       | 満14才、死法化された児童虐待防止法等の活用を望む | 事業主に於て必ず青年学校に通学せしめ優秀者は尚上級学校に進学の途を開かれたい      | 不必要、徒弟制度親方制度は早急に廃止すること                                                         |
| 兵庫⑤⑱ ㈱大丸神戸店従組    | "       | 満14才                      | 向学心を擧げざる規定を必要とする                            | 記載なし                                                                           |
| 北海道⑤⑲ 北海道農業会職員組合 | 農 業     | 18才                       | 青年労働者は認めぬこと                                 | 不必要                                                                            |
| 長野⑥① 長野電鉄交通従組    | 交通業     | 17才                       | 百人以上の使用事業場は教育施設をすること<br>百人以上は職業毎に合同の施設をすること | 不必要                                                                            |